

## 米国によるベネズエラ軍事作戦に関する決議

トランプ米国大統領は、本年1月3日南米ベネズエラの首都カラカスなどで米軍特殊部隊が軍事作戦を実行し、マドゥーロ大統領夫妻を拘束し連行したと発表した。

他国の首都に軍を送り込んで大統領を拘束し、自国で裁判にかけるために連行するといった行為は、明らかに国際法に違反する。国連憲章第2条第1項は「主権平等の原則」を、同条第7項は「内政不干渉の原則」をうたっており、現職の大統領の拘束・連行は主権の侵害であり、国際法秩序の根幹を揺るがす行為である。

また、国連憲章第2条第4項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」とし、武力行使が例外的に許容されるのは、安全保障理事会の承認または武力攻撃が発生した場合の自衛措置（国連憲章第51条）のみとされている。今回の米軍の軍事行動は、いずれにも当てはまらず、いかなる理由であれ、正当化することはできない。

よって、本市議会は、ベネズエラ大統領の拘束・連行に抗議し、米国が国際法を遵守するよう求める。

以上、決議する。

令和8年1月23日

内閣総理大臣  
総務大臣殿  
外務大臣

座間市議会